

大規模災害時における 救援物資配送マニュアル

I. 基本方針

令和6年3月

大阪府域救援物資対策協議会

I 基本方針 目次

1	本マニュアルについて	P 1
	(1) 経過と作成趣旨（加筆）	P 1
	(2) 対象とする災害	P 2
	(3) 避難所への救援物資の流れ	P 2
	(4) 対象とする業務	P 3
2	過去の災害における物資配送に係る課題	P 4
3	物資配送体制の確保	P 7
4	物資拠点等の確保	P 9
	(1) 府物資拠点	P 9
	(2) 市町村物資拠点	P 10
	(3) 余剰救援物資の保管場所の確保	P 10
	(4) 物資拠点施設の効率化	P 10
5	物資の調達先の確保	P 13
	(1) 府が物資を調達する相手方とその内容	P 13
	(2) 市町村の物資調達先	P 16
	(3) 義援物資の受入れ	P 16
6	受援体制の確保	P 18
	(1) 輸送車両の受入れ	P 18
	(2) 物資の受入れ	P 18
	(3) 在庫管理	P 18
7	輸送手段の確保	P 19
	(1) 輸送手段の確保（加筆）	P 19
	(2) 輸送ルート	P 19
	(3) 緊急通行車両標章や災害派遣等従事車両証明書の交付	P 19
8	プッシュ型とプル型支援の考え方	P 22
	(1) プッシュ・プル型支援の特徴	P 22
	(2) 国の考え方	P 22
	(3) 大阪府域における考え方	P 23
	(4) プル型支援への移行	P 23
9	プッシュ型支援	P 26
	(1) 府のプッシュ型支援	P 26
	(2) 市町村のプッシュ型支援	P 26
10	プル型支援におけるニーズ把握と配送の流れ（加筆）	P 27
	(1) ニーズの把握	P 27
11	平成 30 年大阪府北部を震源とする地震の事例	P 29
12	本マニュアルにおける改定の経過について	P 32

1 本マニュアルについて

(1) 経過と作成趣旨

大阪府では、平成26年3月に南海トラフ巨大地震対策を織り込んだ大阪府地域防災計画の修正を行うとともに、その対策の具体化を図るため、平成27年3月に「新・大阪府地震防災アクションプラン」（以下「新AP」という）を策定しました。

この新APでは、救援物資について、発災後、府民にその「命をつないで」いただく上で、極めて重要な重点アクションとして「食料や燃料等の備蓄及び集配体制の強化」を位置付けました。

また、平成27年3月30日に内閣府から「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（以下「国具体計画」という）が公表され、国が実施する災害応急対策に係る緊急輸送ルート、救助・消火活動等、医療活動等に加え、物資調達についても具体的に示されました。

こうした中、府と府内市町村は、平成27年5月に大阪府域救援物資対策協議会を設置し、南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害時に必要な救援物資対策として、今後備蓄しておくべき物資の品目や量、各主体（府民等・市町村・府）の役割について検討を進めました。同年12月には、今後の備蓄についての基本的な方向性を示した「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針」を公表しました。

あわせて同年11月からは、同協議会において、大規模災害時に府や市町村の備蓄物資や国等から寄せらせる救援物資等を、避難所に円滑に配送（供給）するため、府や市町村の物資担当者向けの「物資配送マニュアル」の検討を始めました。

この間、平成28年熊本地震が発生し、国のプッシュ型支援をはじめ大量の救援物資が物資集積拠点にあふれる一方で、避難所に必要な物資が届かない事態がみられ、救援物資を迅速に避難所に届けることの重要性を改めて認識したところです。

本マニュアルは、これまでの同協議会における検討結果に基づき、大規模災害時に府や市町村が大阪府域において円滑に救援物資の配送をするための体制や手順等を示すものです。このI基本方針では、府及び市町村の配送業務の基本的な方針をまとめています。

また「1.1 本マニュアルにおける改定の経過について」にて本マニュアルにおけるこれまでの改定の経過のポイントについてまとめています。

(2) 対象とする災害

本マニュアルでは、南海トラフ巨大地震や上町断層帯地震などの大規模地震を想定します。
なお、風水害等による大規模な災害についても本マニュアルを準用します。

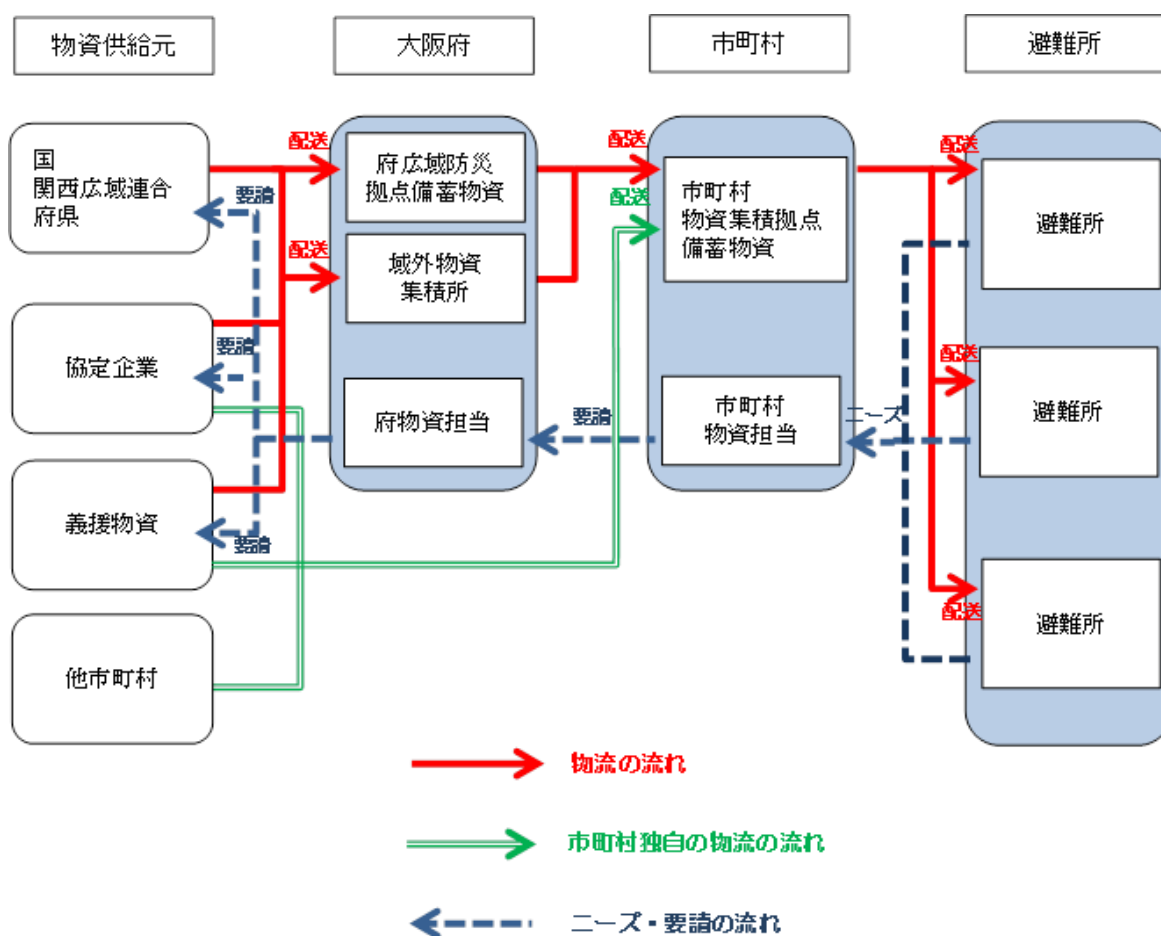
(3) 避難所への救援物資の流れ (図1-1)

大規模災害時における避難所への救援物資の流れについて、市町村は指定避難所（以下、「避難所」という。）から必要な物資のニーズを集約し、市町村の備蓄物資や協定を締結している企業や他市町村からの物資や義援物資など、市町村が管理している物資を避難所に配送します。不足する物資は府などに要請を行います。要請を受けた府は、市町村と同様に府で管理している備蓄物資から市町村に配送し、対応できない物資は国等に要請を行います。

ただし、発災直後は、国や府は、市町村からの要請を待たず、想定避難者数等に基づき、あらかじめ定めた物資を供給（配送）するプッシュ型支援を行うこととしています。（「8 プッシュ型とプル型支援の考え方」を参照。）

なお、令和2年4月1日より内閣府の「物資調達・輸送調整等支援システム」（以下「内閣府支援システム」）が運用され、国・府・市町村間の支援のニーズや要望が一元管理できるようになりました。

図1-1 救援物資の要請と配送の流れ



(4) 対象とする業務

本マニュアルでは、図1-1 避難所への救援物資の流れのうち、主に大阪府から市町村を通じて避難所までの救援物資の配送を対象とします。これは、この区間が特に府と市町村の連携が必要となる区間であり、府と市町村の物資担当者が共通認識を持っておく必要があるためです。

2 過去の災害における物資配送に係る課題

これまでの大規模災害時における救援物資の配送において、浮き彫りとなった主な課題は以下のようなものがあります。

- ①被災地方公共団体の行政機能の低下や避難所運営の混乱等により、避難所での必要な支援物資やその量の把握が困難となった。
- ②被災地内で予定していた調達先が被災し、物資の調達ができなかった。
- ③救援物資の受入れを行う物資拠点において、荷さばき・在庫管理が円滑にできず、物資が滞留した。
- ④被災地方公共団体の職員人員不足により、物資の仕分けに時間を要した。
- ⑤被災地内では道路被害等により交通渋滞が発生し物資の輸送を困難にした。
- ⑥輸送用車両が確保できないことや域外からの車両は地理に不案内だったことにより物資の輸送に時間を要した。

本マニュアルでは、こうした過去の災害における課題を踏まえ、円滑な救援物資の配送に必要な体制や手順等の具体化を図ることとしています。

表2-1 過去の災害における物資配送に係る課題

阪神淡路大震災	課題
・被災地方公共団体では、被害状況が十分に把握できないまま、被災者数を想定しての緊急物資の調達を開始した。	①
・国の各機関の支援のほか全国の自治体などからの物資等提供支援はあったが、被災地方公共団体からは支援要請があまり出せなかった。	①
・多くの被災地方公共団体では、調達先へ連絡をつけようとしたが、電話輻輳などにより連絡はなかなか取れず、また調達先業者も被災していたため、被災地外からの調達が必要であった。	②
・当日昼ごろから届き始めた物資・食料の受入れは、被災地方公共団体の市役所・区役所などで行われたが、保管場所がなく、各役所の駐車場等には物資が山積みとなった。	③
・現場では必要量の把握が困難で、被害の全容もよくわからない状態で配送が行われていた。区役所などへ避難所等から直接物資を取りに来る人もいた。	③
・トラックに職員を道案内として付け、避難所に直行するという方法で物資を送り届けた結果、物資が届けられたのは幹線道路沿いの大規模な避難所に偏った。	③ ⑥
・被災地内の激しい道路渋滞は、食料・物資の輸送を著しく困難にした。域外からの車両は地理不案内だったこと、本来は別用途の車両により物資輸送が行われたことも、混乱に拍車をかけた。	⑤ ⑥

東日本大震災	課題
<ul style="list-style-type: none"> 支援物資の供給は、これまで被災地方公共団体からの要請を待って調達するという需要追従型であった。被災直後、被災市町村では著しく行政機能が低下し、通信途絶に陥っていたことから、政府においては、被災者に必要な物資に関する情報を得ることができず、「来ない情報」を待っていた。 	①
<ul style="list-style-type: none"> 避難所、避難者の状況把握に時間を要し、災害対応のフェーズに応じて変化する被災者の生活用品へのニーズの変化を十分汲み取った供給を適切なタイミングで行うことができなかった。 	①
<ul style="list-style-type: none"> 県の集積拠点は、荷さばき・在庫管理のノウハウを持たない行政職員が対応したため、政府からの支援物資に加え、大量の民間からの義援物資で集積拠点はあふれかえり、物資が滞留する事態に陥り、市町村や避難所への移送手段の手間取りとあいまって、避難所等への配送が滞った。 	③
<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省東北地方整備局が中心となって行った「くしの歯作戦」によって、被災地の主要な道路の啓開作業が迅速に行われたことが、速やかな救命・救助活動、支援物資輸送等につながった。 	⑤
平成 28 年熊本地震	
<ul style="list-style-type: none"> 九州自動車道など高速道が通行止めになったうえ、一般道も余震で陥没や亀裂が相次ぎ状況が刻々と変化。安全に走れるルートがなかなか見つからず物資輸送が難航した。 	⑤
<ul style="list-style-type: none"> 支援物資は届いているが、職員も被災し、配布する人手が不足。また、余震がひどく、安全面からボランティアの活用も難しく、物資配布が滞った。 	④
<ul style="list-style-type: none"> 地震により市町の庁舎が損壊し、行政機能が低下。市町の職員は被災者への対応で手いっぱいとなり、避難所のニーズ把握にまで手が回らず、県も何が求められているか把握できなかった。また、物資が届いてもさばききれないため、県は個人からの送付希望を断った。 	① ③ ④
<ul style="list-style-type: none"> 県の集積拠点3箇所が2度の大地震により全て被災して使えなくなったため、新たな物資拠点の選定、支援物資の受入れに時間を要した。また、人員不足により仕分け作業に大幅に時間を要した。 	② ④
<ul style="list-style-type: none"> 災害時の物資調達について、県は民間 10 社と協定を結んでいたが、保管協定は結んでおらず、職員の人員不足により荷下ろしに大幅に時間を要した。 	③ ④
<ul style="list-style-type: none"> 被災者に生活物資が届きにくくなっている状況をうけ、政府は「プッシュ型」の支援体制を導入。隣県にある物流センターなど5箇所の倉庫に物資を集約し、自衛隊、陸運大手が直接被災市町村へ物資を配布した。 	③
<ul style="list-style-type: none"> 「プッシュ型」による支援体制の導入により、避難所へ物資が届くようになる一方、被災者ニーズとのズレや、県、市町村との情報伝達不足により避難所へ届けられた物資の把握ができなかった。 	①

出典：内閣府「阪神淡路大震災教訓情報資料集」

// 「平成24年度版防災白書」第1章東日本大震災の教訓

産経新聞（平成28年4月17日 朝刊）

朝日新聞（平成28年4月17日 朝刊）

// （平成28年4月18日 朝刊）

毎日新聞（平成28年4月19日 朝刊）

読売新聞（平成28年4月19日 朝刊）

// （平成28年4月20日 朝刊）

朝日新聞（平成28年4月20日 朝刊）

3 物資配送体制の確保

ひとたび大規模災害が発生すると、府や市町村は、災害対策本部の設置・運営、応急対策活動に全庁をあげて取り組むこととなります。とりわけ発災後から72時間までは、被災者の救出救助や避難所の開設、救援物資の提供といった様々な対策を同時並行で進めていかなければなりません。

こうした中、府及び市町村において、救援物資を迅速・的確に配送するためには、あらかじめ災害対策本部に物資担当の責任者や専任部署を置くとともに、各物資拠点等において入出庫管理等を実施する体制を確保しておくことが重要です。

各団体における事前の体制整備の参考として、救援物資の円滑な配送等に必要な標準的業務は以下のようなものです。このうち、物資の配送業務では、多数の職員が必要になります。あらかじめ物資拠点ごとに必要な人数を定めておくとともに、災害対策本部事務局以外の部局からも物資配送要員を確保しておく必要があります。

また、物資の配送業務は、行政が日常的に行う業務ではないことから、訓練を通じてスキルを高めるとともに、大規模災害時に業務委託をはじめ物流事業者の協力を得ることを検討しておくことも大切です。

救援物資の配送には、内閣府支援システムを用いた国・府・市町村の円滑な連携が必要不可欠です。物資の在庫状況や物資拠点、担当者情報など常に最新のものに更新しておくことが大切です。

- ① 要請受付業務
 - ・避難所でのニーズ把握
 - ・市町村災対本部での避難所からの要請受付及びとりまとめ
 - ・府災対本部での市町村からの要請受付及びとりまとめ
- ② 物資調整業務
 - ・物資拠点の在庫管理（備蓄物資等の出荷管理、調達物資の在庫管理）
 - ・要請と在庫のマッチング
- ③ 物資調達業務
 - ・市町村は、在庫で対応できない物資を、市町村の協定企業等から調達
 - ・市町村は、在庫や市町村の協定企業等では対応できない物資を、府から調達
 - ・府は、在庫で対応できない物資を国又は協定企業等から調達
 - ・調達した物資を物資拠点に受入れ
- ④ 車両手配業務
 - ・救援物資の物資拠点や避難所への配送に係る車両等の手配
- ⑤ 物資配送業務
 - ・避難所もしくは市町村ごとに物資を仕分け
 - ・仕分けを行った物資を車両に積み込み

【市町村物資拠点から各避難所までの配送（ラストワンマイル）について】

平成30年大阪北部を震源とする地震を踏まえ、主に被災した市町にヒアリングを行った結果、市町村物資拠点から避難所までの物資の配送について、多数の市町でマニュアル等が作成されていない状況でした。

平成28年熊本地震の際には人員不足や配送時の車両配置や積載数量の把握が出来ていない等の理由により、市町村物資拠点から各避難所までの配送（ラストワンマイル）が、滞った場合がありますので、以下の項目について、予め検討しておくことが重要です。

- ・市町村物資拠点から避難所までの救援物資の配送における人員及び車両の確保
(例：物流事業者と協定を結んでおく、応援職員の活用について受援計画で定めておく)
- ・救援物資を市町村物資集積拠点に受け入れる際の受入・荷捌きスペース、人員、資機材の確保
- ・受発注管理や在庫管理の方法の確立
(例：受発注管理について→物資拠点や避難所の情報をリスト化・共有する等
在庫管理について→パレット単位でカウントする、出荷頻度の高い物資と低い物資を分けておく)
- ・各避難所にトラックが最大何t車まで搬入可能か・交通規制なども考慮した通行ルート等の把握
- ・個人や企業からの義援物資の受け入れに関するルール化
- ・災害時応援協定締結先との連絡窓口の定期的な情報交換
- ・物資集積拠点の代替施設の検討（民間倉庫等）

4 物資拠点等の確保

府で備蓄もしくは調達した救援物資は、府の物資拠点である府物資拠点で市町村向けに仕分けを行い、市町村の物資拠点である市町村物資拠点に配送します。市町村は、備蓄している救援物資や府等から調達した救援物資を避難所に配送します。

(1) 府物資拠点（一次物資集積拠点）

①府の広域防災拠点の概要

広域防災拠点は、大規模災害時に淀川、大和川の二大河川にかかる橋梁が被害を受け、府域が分割されて陸路の輸送が困難になった場合においても、迅速かつ的確に災害応急対策が実施できるように、府内3ヶ所に設置しています。

また、二大河川の橋梁に被害がない場合には、被災状況、道路状況等を総合的に勘案し、救援物資配送について3拠点の弾力的な運用を行います。

表4-1 大阪府広域防災拠点

名称 (所在地)	TEL	FAX
大阪府北部広域防災拠点 (吹田市千里万博公園5-5)	06-6878-4652 240-315-8900 240-315-8901	06-6878-4653 240-315-8800
大阪府中部広域防災拠点 (八尾市空港1-209-7)	072-991-0120 314-120 314-200	072-991-2240 314-121 314-201
大阪府南部広域防災拠点 (泉南市りんくう南浜2-14)	072-484-5330 (兼用) 240-313-8900 240-313-8901	072-484-5330 (兼用) 240-313-8800

(注) TEL及びFAXの上段はNTT回線、下段は防災行政無線の番号です。

※南河内地域については、災害時の南部広域防災拠点からの輸送ルートが長く、また輸送経路が限定されることから府民センター備蓄倉庫に分散備蓄を実施

②府域外からの救援物資の受入れ拠点の確保

大規模災害のときには、数日後程度から国や他府県、民間などから大量の救援物資が供給される可能性があり、府の3拠点だけでは受入れできないことが懸念されます。このため、府は、3拠点以外に府域外からの救援物資の受入れ拠点について、国の具体計画で示されている施設基準

を踏まえ、必要な性能、機能を整理するとともに、具体的な施設について、府や市町村、民間施設などからリストアップし、受入れ拠点としての確保を図ることが必要です。

(2) 市町村物資拠点（二次物資集積拠点）

市町村の物資拠点は、府物資拠点等から物資を受け取り、市町村の備蓄物資とあわせて、避難所に配送する拠点です。

大規模災害時に円滑な配送が可能となるよう、府と市町村で、市町村物資拠点について、その名称、住所、連絡先、また規模や耐震性、接車できるトラックの大きさなどの施設の情報をとりまとめ、共有していきます。

拠点施設の管理運営を指定管理者に委託している場合、災害時に想定される事案の対応についても予め協議しておくことが必要です。

（例：施設利用者に対し、予約されていた日時に場所が提供できなくなった場合の対応、配送車両の通行・駐車スペースの確保等）

(3) 余剰救援物資の保管場所の確保

発災後一定期間経過後には、国や他の都道府県から送られてくる救援物資に、必要量以上の物資や当面避難所からのニーズがないものが出てきます。こうした物資を物資拠点に保管しておくことは、必要な救援物資の仕分けや配送に支障が出るおそれがあることから、府及び市町村は、物資拠点とは別に不要不急の救援物資を保管する場所を確保しておくことが望ましいです。また、万一物資拠点が使えなくなったときの代替物資拠点としての活用も可能です。

(4) 物資拠点施設の効率化

国や他の都道府県から一時に大量に送られてくる救援物資を、物資拠点内で効率的に荷さばきや仕分け、入出庫管理ができるよう、フォークリフトやベルトコンベア等による機械化の促進、広域防災拠点等における横開きトラック（ウィングボディ）が接車できる倉庫バースの設置（改良）、物資の出し入れや管理がしやすい倉庫のレイアウトの検討、フォークリフト運転技能講習受講者の養成等を進めることも必要です。

※市町村物資拠点の選定基準や拠点レイアウトの検討にあたっての留意事項について、参考として以下の通り記載します。

(参考) 物資集積所の選定基準について

視点	基準		備考	参考
立地	必須	緊急輸送ルート上若しくはその近傍であること。	緊急輸送ルートの近傍において拠点を選定することが困難な場合は、緊急輸送ルートまでの距離がいたずらに長くないよう配慮	
	必須	原則として津波浸水地域外にある施設であること		
	推奨	幹線道路からのアクセスが良い等、災害時に容易に到達可能であること。		
構造	必須	新耐震基準に適合した施設であること	昭和56年6月1日以降に耐震補強工事等を行った施設も可	二次
	必須	屋根があること	エアテント等の代替措置による場合も可	二次
	必須	フォークリフト等を利用できるよう、床の強度が十分であること		二次
	必須	12mトラック(大型)が接車できる若しくは建物内に入れること		
	推奨	上屋(物資の荷捌き、一時保管を行う施設)及び敷地が十分な荷捌きスペースを有する		二次
設備	必須	非常用電源が備えられていること		
	推奨	フォークリフト等が容易に調達できること		二次
	推奨	災害時有線電話やインターネット等の通信手段が確保されていること		二次
機能	必須	避難所となる行政庁舎、学校、体育館ではないこと		二次
	推奨	公的施設の場合には、拠点の運営にあたって民間物流事業者等と協力体制がある		二次
	推奨	隣接県等府外との協力体制がある		

(注)

- ・上記表は南海トラフ地震における具体計画に係る広域物資輸送拠点の選定の考え方(内閣府資料)を基に作成。
- ・港湾内の広域物資輸送拠点を選定する場合は、港湾管理者及び各地方整備局等港湾空港部と調整が必要。
- ・基準の「必須」「推奨」は一つの目安として記載。
- ・「参考」は市町村が設置する二次物資拠点として最低限求められる要件を目安として掲げたもの。

出典：国土交通省作成 広域物資拠点開設・運営ハンドブック(抜粋)

(参考) 拠点レイアウトの検討に当たって

○想定物資受入数量の確認

- ・国具体計画におけるプッシュ型支援の受入想定数量や、県地震被害想定調査に基づく想定避難者数から、各拠点で想定される受入物資数量を確認すること。

○品目別管理

- ・物資については、品目ごとに保管場所を設定すること。
- ・どこにどの物資を保管していたかわかるよう、品目表示板等を設置すること。

○通路の確保

- ・パレットやカゴ台車を各保管場所まで移動できるよう、中心部に通路を確保すること。
- ・奥にある物資についても確認が出来るよう、物資と物資の間にもスペースを確保すること。

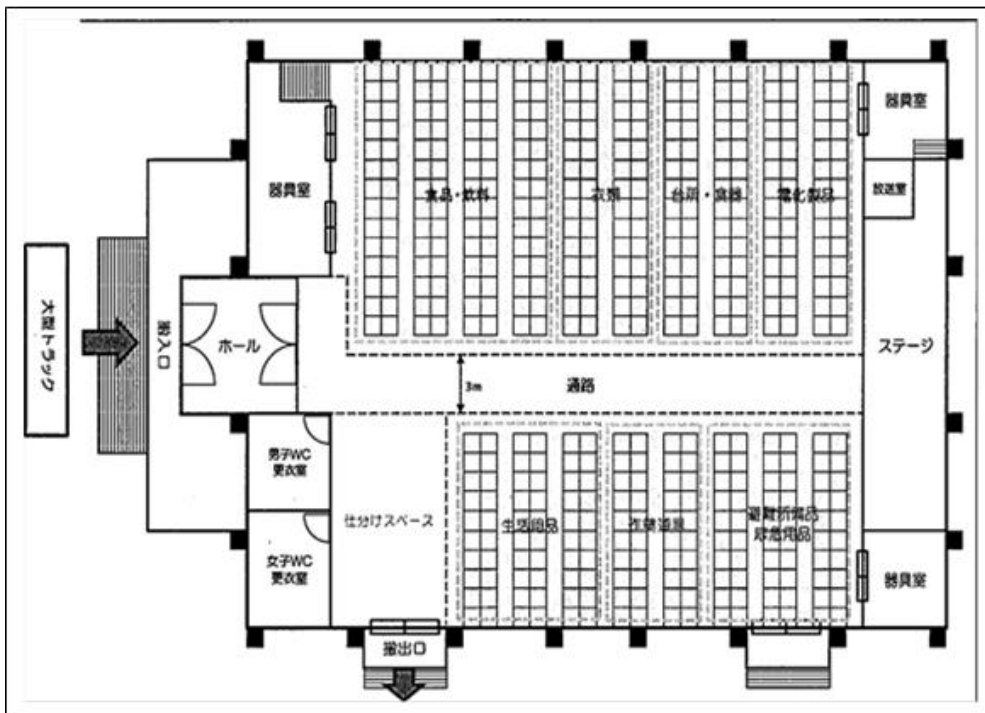
○仕分けスペースの確保

- ・二次輸送拠点、避難所等へ送る物資を仕分けするためのスペースを搬出口の近くに確保すること。

○搬入口・搬出口の区別

- ・混乱を避けるため、可能な限り物資の搬入口、搬出口を区別しておくこと

レイアウト参考図



出典：愛媛県救援物資供給マニュアル平成30年3月（抜粋）

5 物資の調達先の確保

(1) 府が物資を調達する相手方とその内容

①国や関係広域機関

国具体計画において、国は、大阪府に食料 1,090 万 8 千食をはじめ、支援を行う具体的な品目と数量を表 5-1 のとおり定め、これらの救援物資を府物資拠点に送り込むこととされています。

平成 28 年熊本地震では、直下型地震においても、国はプッシュ型支援を実施しており、南海トラフ巨大地震以外の地震でも、国は必要と判断すれば、国具体計画に準じプッシュ型支援を行うことが考えられます。

また、国は、被災都道府県等の要請に応じて、各省庁を通じ関係業界団体の協力を得る等により、物資の確保を図ることとしています。

全国知事会や関西広域連合等においても、被災都道府県等の要請に応じて、構成都道府県への物資提供の要請を行います。

表 5-1 国具体計画における国から被災府県への支援物資

〔国の物資支援実施計画の必要量（発災後 4 日目～7 日目）〕

府県	品目	食料	飲料水	調整粉乳	小児用おむつ	大人用おむつ	毛布	トイレ	トイレットペーパー	生理用品
	調整担当省庁	(千食) 農林水産省	(ml) 厚生労働省	(kg) 農林水産省	(千枚) 厚生労働省	(千枚) 厚生労働省	(千枚) 消防庁	(千回) 消防庁・経済産業省	(ロール) 経済産業省	(枚) 厚生労働省
三重県		5,472	30,600	1,731	303	61	623	5,701	273,600	372,386
滋賀県		932	12,060	340	59	10	40	490	46,620	67,142
京都府		2,232	17,310	678	118	25	171	898	111,600	159,551
大阪府		10,908	55,800	3,487	598	121	283	3,979	545,400	802,795
兵庫県		2,268	19,320	729	127	25	234	445	113,400	163,669
奈良県		1,912	17,760	553	98	21	63	1,475	95,580	136,471
和歌山県		4,068	15,840	1,131	200	45	494	4,080	203,400	267,263
徳島県		3,312	13,830	918	160	37	403	3,948	165,600	213,489
関西計		31,103	182,520	9,567	1,663	346	2,077	21,017	1,555,200	2,182,766

(注) 飲料水は発災後 1 日目～7 日目の必要量

① 協定企業等

府では、企業等と協定を締結し、必要な食料品の提供を要請することとしています。

(表5-2)

表5-2 府の協定先企業等から提供いただける物資

(平成30年1月末現在)

府協定企業	品目
(株)大阪第一食糧	府からの要請に基づき精米を供給 各社は流通在庫方式で協定量の <u>玄米</u> ・精米を保管
幸南食糧(株)、幸福米穀(株)	
(株)丸三、津田物産(株)	
(株)勝山商店	
大阪府漬物事業(協)	漬物
ビ-ソク-ク-ス- (株)	粉ミルク アレルギー対応粉ミルク
森永乳業(株)	
(株)明治	
三立製菓(株)	パン
全大阪パン協同組合、全日本パン協同組合 連合会近畿東海北陸ブロック	パン
(株)明治	パッケージビスケット
日清食品ホールディングス(株)	即席麺
明星食品(株)	
ハウス食品(株)	
サンヨー食品(株)	
エースコック(株)	
コカ・コーラボトラーズジャパン(株)	飲料
ダイドードリンコ(株)	
アサヒ飲料(株)	
(株)ジャパンビバレッジホールディングス	

大阪府生活協同組合連合会	府から要請があった物資の調達・運搬について協力 <ul style="list-style-type: none"> ・食料品 ・飲料水 ・生活必需品 等
府協定企業	品目
(株) サーブ	<ul style="list-style-type: none"> ・食料品（パン類、カップ麺、即席カレー、おにぎり、冷凍ライス、牛乳、即席スパゲティ、粉ミルク等） ・生活必需品（石鹸、歯ブラシ、タオル、生理用品、トイレットペーパー、ティッシュ、乾電池等） ・飲料水
イオンリテール（株）	府の要請に基づき、救助用物資を提供 例：食料品（おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水など） 生活必需品（毛布、紙おむつ、生理用品、哺乳瓶など）
イズミヤ（株）	
(株) イトーヨーカ堂	
(株) オークワ	
(株) 関西スーパーマーケット	
(株) 近商ストア	
(株) スーパーナショナル	
(株) ダイエー	
(株) 光洋	
(株) 阪急オアシス	
(株) 平和堂	
(株) ライフコーポレーション	
(株) 万代	
コーナン商事（株）	
国分グローサースチェーン（株）	
(株) セブン・イレブン・ジャパン	
山崎製パン（株）	
(株) ファミリーマート	
(株) ポプラ	
(株) ローソン	
NPO法人コメリ災害対策センター	

合同会社西友	府の要請に基づき、生活必需品等の物資供給に協力 例：食料品（おにぎり、パンなど） 生活必需品（紙おむつ、生理用品など）
株式会社ハークスレイ	府の要請に基づき、弁当類の供給に協力
府協定企業	品目
公益財団法人 大阪府学校給食会	府の要請に基づき、救助用物資を提供 例：食料品（調理済みの米飯、パン類、果物缶詰など）
京都市中央卸売市場 大阪市中央卸売市場 神戸市中央卸売市場 姫路市中央卸売市場 尼崎市公設地方卸売市場 奈良県中央卸売市場 和歌山市中央卸売市場	災害を受けていない都市に対して生鮮食料品等の供給等の協力を要請する。ただし、災害を受けた都市が要請することが困難な場合には、災害を受けていない都市間で協議して必要な支援を行う。
全国中央卸売市場協会に加盟する 44 都市（72 市場）	災害を受けていない都市に対して生鮮食料品等の供給等の協力を要請する。ただし、災害を受けた都市が要請することが困難な場合には、災害を受けていない都市間で協議して必要な支援を行う。

（2）市町村の物資調達先

各市町村は、府の物資調達先を勘案の上、他の市町村との協力関係の構築や、独自に企業等と協定の締結に取り組むことで、物資の調達先を確保することができます。

このうち、例えば食料において嚙下食や流動食など一般的でない物資については、日頃から各個人へ備蓄を呼びかけるとともに、そうした物資を取り扱う団体・企業等と防災協定を締結しておくなど、調達先を確保しておく必要があります。

今後の備蓄方針（平成27年12月）では、府内市町村は、それぞれ最大被害が想定される災害をもとに計画的に備蓄を進めることとしており、南海トラフ巨大地震を想定している市町村と直下型地震を想定している市町村との間で物資を融通することが可能です。今後、府内市町村間やブロック間で、災害時の物資の融通について検討・協議を図ることも効果的なやり方だと考えられます。

(3) 義援物資の受入れ

被災地外の個人や企業等から、善意やご厚意に基づいて、府や市町村に対して、物資提供が行われる場合があります。府や市町村は、そのときの物資の充足度合、物資拠点の状況、受入れに伴う仕分けや配送の体制や手段の確保等を勘案し、受入れを判断することが必要です。善意によるものではありませんが、受入れができないと判断した場合には、お断りすることも選択肢の一つです。

府及び市町村は、なるべく早期に義援物資の受入れ方針をホームページ等で表明し、その中で、受入れ可能な時期、受入れ場所、物資の混載を避けるなどのお願い事項をお知らせします。

(参考) 「関西広域連合広域受援・応援実施要綱」第4章応援・受援の手順

8 生活物資の供給

(中略)

(個人からの救援物資の抑制)

- ⑭府県民の寄付による救援物資については、善意によるものとはいえ、仕分け、被災者への配布が困難な物資の処分等で被災地に負担をかけるおそれがあることに鑑み、できるだけ義援金による支援を行うよう呼びかける。
- ⑮個人が被災地に小口・混載の義援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災府県・市町村の負担になることから、特に必要で募集を要する品目を除き、個人からの義援物資については原則受け取らない。

6 受援体制の確保

府や市町村は、自らの備蓄物資に協定企業や国（府）等からの救援物資を加えて、避難所に物資を供給することとなります。このため、他機関からの救援物資を受入れ、仕分け、在庫管理を行うことは、円滑な救援物資の配送に資することとなります。

(1) 輸送車両の受入れ

国が府に対し、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（平成 27 年 3 月 30 日中央防災会議幹事会）」に基づき食料 1,090 万 8 千食（表 5-1）の供給を行った場合、仮に食料をすべてアルファ化米とすると、発災後 4 日から 7 日目の間に 10t トラック約 165 台が府物資拠点等に押し寄せることとなります。府は、府物資拠点での物資の仕分けが済み次第、速やかに市町村物資拠点に配送を行います。

そのため、物資拠点ごとに一度に処理できる台数や駐車可能台数などはあらかじめ把握し、物資受入れのシミュレーションを行っておくことで、処理能力にあわせて到着時間帯を指定できればトラックの待ち時間を少なくし、効率的な受入れが可能となります。

(2) 物資の受入れ

物資拠点における物資のレイアウトも大切です。食料品や飲料など賞味期限があり、日々供給するものは、車両の接車バースに近いところ、毎日是要請がない物資は遠くに置くなど、物資の受入れ、仕分け、積み込みが円滑に行えるよう配置することが大切です。レイアウトはあらかじめ大まかに決めておくことが望ましく、その際、物流事業者の意見等を聞いておくことも有益です。

受入れる物資については、物資ごとの受入れ単位（箱など）や、受入れ後の仕分け作業を減らすため段ボール箱内での物資の混載を禁止することなどを定めておくことが必要です。

また、物資の仕分け、積み込みと同じく、物資の受入れには、多数の人員が必要となるため、物資受入れ要員を確保しておく必要があります。被災状況によっては、対応の長期化も懸念されるため、物流事業者等との協定による支援要員の確保や、ボランティアの活用など、あらかじめ受入れ体制の構築をしておく必要があります。

(3) 在庫管理

府や市町村では、物資拠点の在庫管理は、年度当初（末）時点でのストック情報は把握していますが、大規模災害時に刻々と変化する物資の在庫を管理することには十分対応できていません。

物資の受入れ・出荷を記録する受入れ簿の整備など、適切な在庫管理ができるよう取り組む必要があります。

また、平時から大阪府、市町村相互に備蓄物品の情報を共有することで、災害時に効率的な物資調達が可能となります。

7 輸送手段の確保

(1) 輸送手段の確保

府は、府物資拠点から市町村物資拠点への配送にあたっては、府が協定を締結しているトラック協会のトラックを使って輸送します。配送に必要な車両及び運転手、燃料等は運送事業者で用意することとしています。

市町村は、公用車、ボランティア車等を使うことや、市町村が委託する運送事業者により、もしくは、府を通じて要請する運送事業者（トラック協会、赤帽、宅配業者等）により、配送します。発災直後など、運送事業者の手配に時間がかかることが想定されるため、確保できる車両の台数を把握しておくことが望ましいです。

また運送事業者へ物資の配送を依頼する場合、物資の荷姿（高さ・幅・重さ）を運送事業者に伝える必要があります。更に運送業者によっては事前に配送ルートや引渡し日時など、配送に必要な情報を伝える必要があります。

※東日本大震災時、運送事業者へ配送を依頼する際、物資の荷姿が分からないと、配送を断られたケースもありました。

(2) 輸送ルート

大規模地震が発生した場合でも円滑な配送が可能となるよう、府と市町村で、府物資拠点から市町村物資拠点へのアクセスルートを協議し共有しておくことが重要です。アクセスルートは、南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえると、広域緊急交通路や幅員の広い道路を中心に定めておくことが望ましいです。

また、各市町村において、市町村物資拠点から避難所までのルートをあらかじめ決めておくことも大切です。大規模災害により、市町村がその全部又は一部の事務を行うことができなくなったときは、府は、災害対策基本法第73条に基づき、市町村に代わり市町村物資拠点から避難所への配送を行うこととなります。その際、府は、あらかじめ市町村が定めた市町村物資拠点から避難所へのルートを使うことで、円滑な配送を行うことができます。

発災後、あらかじめ定めたルートに、道路被害や交通渋滞の状況を踏まえ、適宜修正を加えたルートを使います。運送事業者が地理に不案内な場合、職員がトラックに同乗する必要があることにも留意が必要です。

あわせて、あらかじめ定めたルートが通行できない場合には、道路管理者による道路啓開や代替ルートの選定、ヘリコプター等車両以外の手段の検討も視野に入れ、輸送ルートの確保を行います。

(3) 緊急通行車両標章や災害派遣等従事車両証明書の交付

①緊急通行車両標章

災害対策法第76条及び同施行令第33条に基づき、被災地で交通規制が行われた場合でも通行できるよう、公用車を使用する市町村や救援物資を配送する車両を



持つ運送事業者は、速やかに緊急通行車両標章の交付申請を府もしくは府公安委員会に行う必要があります。

※府警察本部及び警察署にて事前届出の手続きを行っておくことで発災後の混乱期にスムーズな交付を受けることが出来ます。

○事前届出の対象となる車両

次のいずれにも該当する車両であること。

ア 災対法第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、同条第 8 号に規定する防災基本計画、同条第 9 号に規定する防災業務計画、同条第 10 号に規定する地域防災計画等に基づき、災対法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両

イ 災対法第 2 条第 3 号から第 6 号までに規定する指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「災対法指定機関」という。）並びに地方公共団体（以下「災対法指定機関等」という。）が保有し、若しくは災対法指定機関等との契約等により常時災対法指定機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両

ウ 使用の本拠の位置が大阪府内にある車両

（大阪府警察 大規模災害に伴う緊急通行車両等の確認等事務処理要領）より抜粋

事前届出済証の交付を受けた車両については、事前届出を行っていない他の申請者に優先して確認事務が行われることになっております。

②災害派遣等従事車両証明書

道路整備特別措置法第 24 条及び同施行令第 11 条に基づき、被災地の都道府県が発行する「災害派遣等従事車両証明書」の交付を受けた災害派遣車両については、被災地までの高速道路・有料道路等の通行料が無料となります。

災害派遣車両には、救援物資の輸送を行う車両が含まれます。市町村が府外から独自に救援物資を調達する場合には、必要に応じて、車両証明書の発行について、府との調整を行います。

(参考) 南海トラフ巨大地震による道路被害想定 (地震直後の状況)

○直轄国道等

- 震度 6 弱以上となる東海地方一帯・紀伊半島・四国・瀬戸内海沿岸・九州南東部では、概ね 6km につき 1 箇所程度の割合で被害が発生する。
- 都市部の 4 車線道路など幅員の大きい道路は、車線減少が見込まれるものの交通機能を果たす。
- 震度 6 強以上の揺れを受けた幅員 5.5m 未満の道路の 5 割以上が通行困難となる。
- 中山間部においては、震度 6 強以上となったほとんどの区間で亀裂や陥没が発生するほか、橋梁の取り付け部・横断ボックスの境界部などの段差や、車道部のすべり、トンネルのコンクリート擁壁の剥離等が発生し、多くの箇所で通行不能となる。また、土砂崩れや法面崩壊の発生が顕著になる。震度 6 弱エリアにおいても多くの箇所で亀裂や陥没等、同様の被災が発生する。
- 沿岸部の津波浸水深が 1m~3m のエリアでは、3km につき 1 箇所程度の被害が発生する。津波により被災した場合、ほぼ全ての浸水した道路が通行困難となる。
- 三重県南部、和歌山県南部、徳島県南部、高知県南部、宮崎県北部・南部等、高規格道路が未整備でアクセスが限定される地域があり、当該地域が揺れ・津波により大きな被害を受けた際には迅速な災害応急対策が困難となる。
- その他、点検のための交通規制、道路への建物の倒壊、液状化による段差やマンホール等の飛び出し等により通行困難となる。

○高速道路

- 震度 6 強以上エリアを通過する東西幹線交通 (東名高速道路及び新東名高速道路) は、被災と点検のため、通行止めとなる。中央自動車道は点検の後、通行可能となる。東名の迂回ルートとして、愛知県付近まで機能を果たすが愛知県内の震度 6 強以上エリアに進入できない。
- 本州と四国を連絡する道路のうち、震度 6 強以上の揺れが想定される神戸淡路鳴門自動車道、瀬戸中央自動車道が被災と点検のため通行止めとなる。
- 中国地方は瀬戸内海沿岸を除き震度 6 強以上となる地域が限定的であり、高速道路の機能は概ね維持される。
- その他、点検のための交通規制、跨道橋の落下、高速道路の出入口と市街地等とを結ぶ一般道路の施設被害等により通行困難となる。

出典：中央防災会議「南海トラフ巨大地震の被害想定について (第二次報告) (H25.3)」

8 プッシュ型とプル型支援の考え方

(1) プッシュ・プル型支援の特徴

大規模災害における避難所への救援物資の支援には、避難者・被災者のニーズを考慮するかどうかで、大きくプッシュ型支援とプル型支援に分けられます。

プッシュ型支援は、被災直後など、被災地から物資要請やニーズ情報が到着しない場合、おおまかな被害状況などを踏まえて、現地で要望が発生していると予想される救援物資を緊急に送り込むものです。被災直後や避難所等におけるニーズ把握がうまくできない間でも、市町村や避難所に最低限の必要な物品を届けられるメリットがあります。一方で、一方的に救援物資を供給することから、避難所で必要な救援物資の過不足を招きやすくなります。

プル型支援は、被災地からの物資要請やニーズ情報に基づいて、物資の内容、引き渡し場所などを誤りなく把握したうえで、それに基づいて救援物資を確保し、供給するものです。避難者のニーズを把握した上で救援物資を配送するため、避難所での救援物資の過不足を招くことなく、必要なものを必要な方に届けることができます。一方で、ニーズを把握してから避難者の手元に届くまでに時間がかかることや、避難所や市町村でニーズ把握ができなければ救援物資が届かない事態が発生します。

表8-1 プッシュ型支援とプル型支援の特徴

	プッシュ型支援	プル型支援
概要	被災直後など、被災地から物資要請や各種情報が到着しない場合、おおまかな被害状況などを踏まえて、想定ニーズに基づき救援物資を確保し、供給する。	被災地からの物資要請などの実ニーズに基づいて、物資の内容、引き渡し場所などを誤りなく把握したうえで、それに基づいて救援物資を確保し、供給する。
メリット	最低限必要と思われる物資が迅速に避難者に届けられる。	過不足や不要物資の滞留を招くことなく、被災地のニーズにあった物資を提供できる。
デメリット	被災地での物資の品目ごとの過不足や不要物資の滞留を招く。	要請しなければ最低限必要と思われる物資も迅速に避難者に届かない。

(2) 国の考え方

国の被災地に対する救援物資支援の考え方については、国具体計画において、発災直後はプッシュ型支援を基本とする方針が示されています。プッシュ型支援の対象や品目、配送時期等は表8-2のとおりです。

また、プル型支援については、「被災府県は、出来るだけ早期に具体的な物資の必要量を把握し、必要に応じて国に要請する仕組み(プル型支援)に切り替えるものとする。」とされています。

表8-2 国具体計画におけるプッシュ型支援の対象、品目等

対 象	南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている都府県のうち、多数の避難者が見込まれ、家庭等の備蓄や公的備蓄だけでは食料等が不足すると見込まれる被災府県
品 目 (8品目)	食料、毛布、育児用調製粉乳、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ 携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、生理用品
必要量	発災後4日目から7日目までに必要となる量 (発災から3日間は被災都道府県内の備蓄で対応することを想定)
配送時期 ・場所	遅くとも発災後3日目までに対象府県の広域物資輸送拠点(本マニュアルにおける「府物資拠点」)に対し必要量の全部又は一部を配送する。
連絡窓口	緊急災害対策本部・政府現地対策本部

(3) 大阪府域における考え方

大規模地震が発生した場合に、大阪府域における救援物資の支援の考え方については国の方針を踏まえ、南海トラフ巨大地震(直下型地震)の場合は、発災3日目(1日目)までは府外からの支援は見込めないことから、発災3日間(1日間)は、府及び市町村共に備蓄物資を想定避難者数に基づきプッシュ型支援を行うことを基本とします。

府及び市町村は、発災後速やかに、「命をつなぐ」ために必要な重要物資を大規模地震ごとに想定している避難所避難者数に基づき配送(プッシュ型支援)を開始することとします。そのときの具体的な品目、必要量等は表8-3のとおりです。

表8-3 大阪府域におけるプッシュ型支援の対象、品目等

対象	発災後3日間の避難所避難者(直下型地震の場合は1日間)
品目 (11品目)	食料、高齢者食、毛布(保温用資材)、育児用調製粉乳、哺乳瓶、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、簡易トイレ、トイレトーパー、生理用品、マスク
必要量	南海トラフ巨大地震の場合：発災後3日間必要となる量 直下型地震の場合：発災後1日間必要となる量 (国等からの支援は4日目(2日目)以降を目安に到着)
配送時期	発災後速やかに、想定避難所避難者数に基づき配送

(4) プル型支援への移行

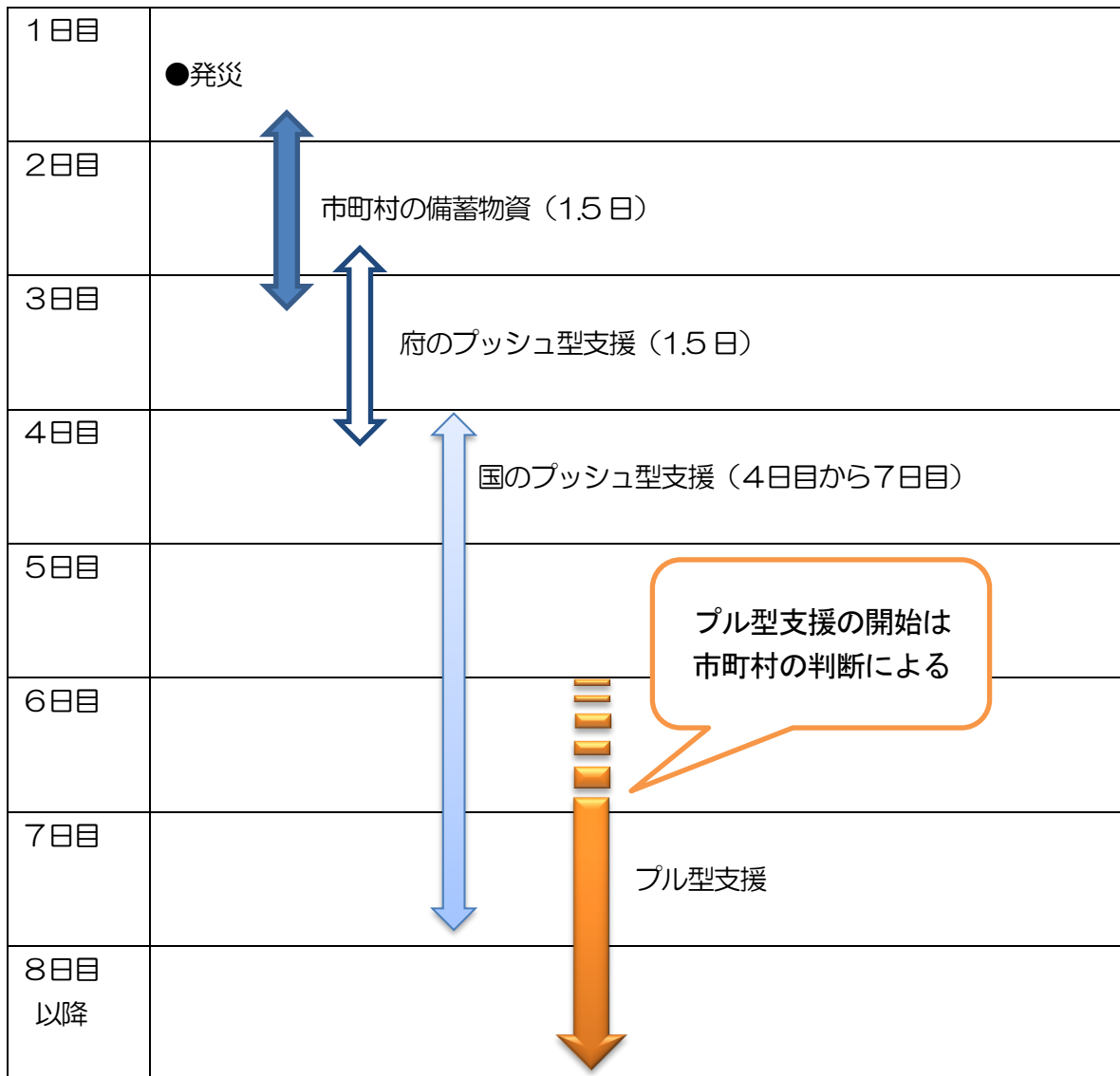
プッシュ型支援は、避難所において救援物資の過不足が発生しやすく、長期にわたるプッシュ型支援は物資の過不足を助長し、物資の滞留を招きます。府は、市町村の要請に基づき、避難所のニーズの把握状況や国等からの救援物資の到着状況、府域内での配送の状況等を考慮しつつ、順次プル型支援へ移行します。

プッシュ型からプル型支援への移行時期は、市町村の判断によるため、一義的に定めることはできませんが、国や府のプッシュ型支援の時期、プル型支援への移行時期は、図8-1のイメー

シ図のようになると考えられます。

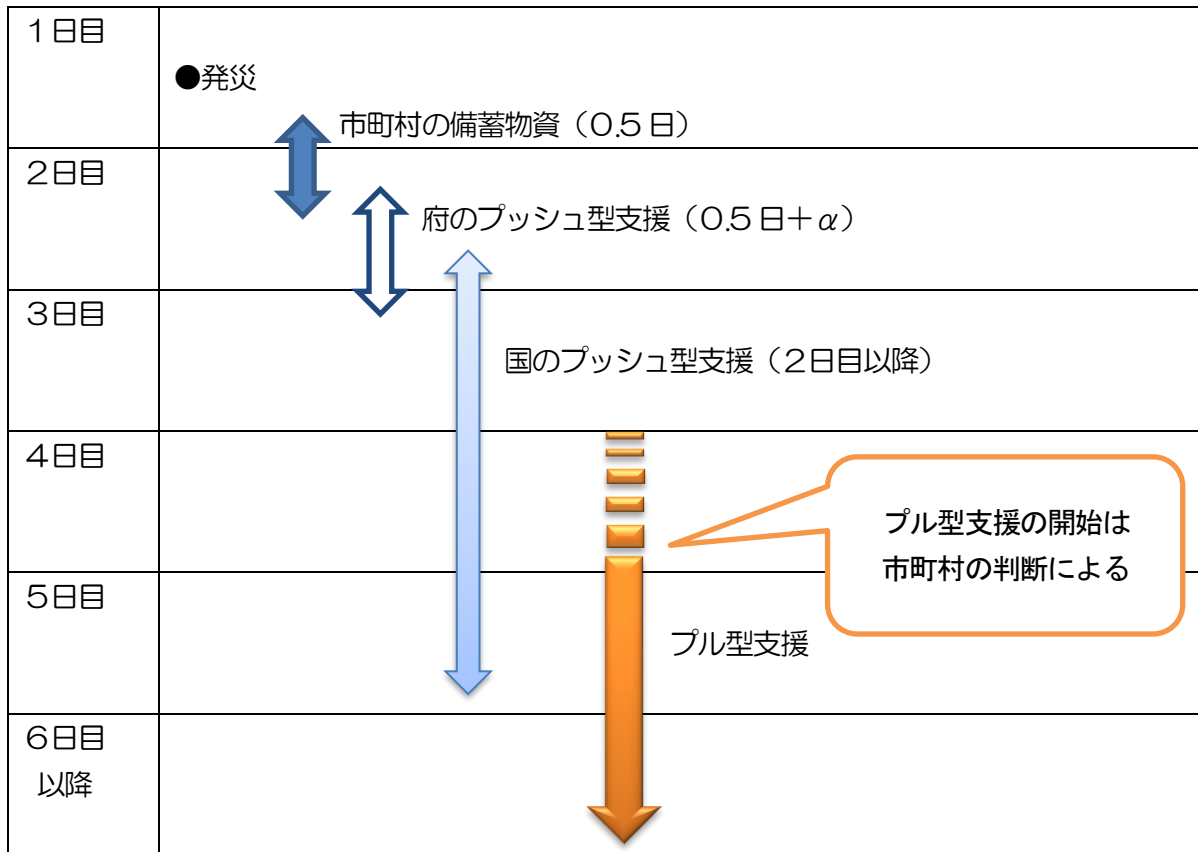
図8-1 プッシュ型支援からプル型支援への移行（イメージ図）

(1) 南海トラフ巨大地震の場合



(注) 国や府のプッシュ型支援の期間は、目安であることに留意。

(2) 直下型地震の場合



(注) 国のプッシュ型支援の期間は、現時点で明確にされていないため、仮置きの期間。

府のプッシュ型支援の α は、府が南海トラフ巨大地震に備えた備蓄を行っており、上町断層帯地震など直下型地震の被害想定より多く備蓄している分を示す。

9 プッシュ型支援

プッシュ型支援では、発災後に、避難所のニーズを把握せず、被災状況や災害ごとの想定避難所避難者数などをもとに、重要物資の配送を行うこととなります。

(1) 府のプッシュ型支援

府は、大規模災害発生後72時間は、重要品目（表8-3）のプッシュ型支援を行います。府物資拠点から市町村物資拠点へのプッシュ型支援が実施できるよう、発災後24時間以内に府物資拠点の開設、支援する備蓄物資量の決定、車両の手配、市町村ごとの物資の仕分けを行い、その後速やかに車両への積み込み等の業務の円滑な実施に向けた取組みを進めます。

<府物資拠点の開設>

府は、大規模災害が発生した場合、緊急防災推進員（休日・勤務時間外）や近隣の府出先事務所職員（勤務時間内）等により、3つの広域防災拠点の被災状況を確認する。府災害対策本部において、被害状況等からプッシュ型支援を決定の上、府危機管理室職員を派遣し、府物資拠点の開設を行う。

あわせて、府物資拠点から市町村物資拠点へのアクセスルートの被害状況の確認や道路管理者への道路啓開の要請を行うとともに、市町村に市町村物資拠点の被害状況等を確認する。

<府物資拠点から支援する物資量の決定>

府は、南海トラフ巨大地震や直下型地震の被害想定と、実際の震源地・マグニチュード・震度等の災害の状況、府災害対策本部に報告される被害状況や避難者数等を比較し、市町村ごとの想定避難者数を割り出す。

表8-3の重要品目ごとに、避難者1人あたり必要量と市町村ごとの想定避難者数から、市町村ごとに配送する数量を計算し、必要な車両台数を算出する。

<市町村に物資の受入れ先を確認>

府は、市町村に府物資拠点から配送する物資の品目、量を連絡し、市町村物資拠点など受入れ先を確認する。

<車両の手配⇒備蓄物資を仕分け⇒車両への積み込み⇒発送>

トラック協会、赤帽、宅配業者等に車両の手配を要請する。並行して府物資拠点に、備蓄物資の仕分けや車両への積み込みを行う物資配送要員を派遣し、市町村ごとに備蓄物資の仕分けを行い、車両に積み込む。府は、発送後速やかに、市町村に、配送する品目、量、車番、出発時刻、到達予定時刻を連絡する。

(2) 市町村のプッシュ型支援

市町村は、大規模災害が発生した場合、速やかに避難所を開設するとともに、まずは避難所や市町村物資拠点等に備蓄している物資の提供を始めます。その後市町村物資拠点に到着する府の

物資の提供を行います。なお、迅速に避難者に物資を提供する観点からは、重要品目は避難所等に分散して備蓄しておくことが望ましいと言えます。

10 プル型支援におけるニーズ把握と配送の流れ

プル型支援は、避難所避難者等を対象に、避難者のニーズに基づき救援物資の配送を行い、概ね避難所が閉鎖されるまで継続します。プル型支援では、避難所ニーズの把握と救援物資の調達、避難所への配送が一連の流れとして、遅滞なく運用していくためには、府と市町村、協定企業や運送事業者等と緊密な連携を図ることが必要です。

(1) ニーズの把握

避難所での物資のニーズは、まず避難所で対応できない避難者のニーズをとりまとめ、これを市町村災対本部、府災対本部の順にそれぞれで対応できないニーズを集約し、要請していきます。物資のニーズの集約といっても、食料を例にとると、非常に多くの種類があり、すべてを細かく把握することは、供給面での非効率を増大させ、かえって必要な物資が避難者の手元になかなか届かない事態を招きかねません。このため、物資のニーズ把握にあたっては、一定程度の物資ごとの種類や必要数の単位などについて標準化を行う必要があります。

また、ニーズの把握は内閣府支援システムを用い、避難所→市町村→府→国とどのようなニーズが上がっているか、上がってきたニーズに対し対応可能であるかどうかを速やかにシステムで回答していきます。

<品目>

品目の分類については、平成28年熊本地震における国等が実施した支援物資の品目などを参考に整理し、標準化を進めます。

<必要量>

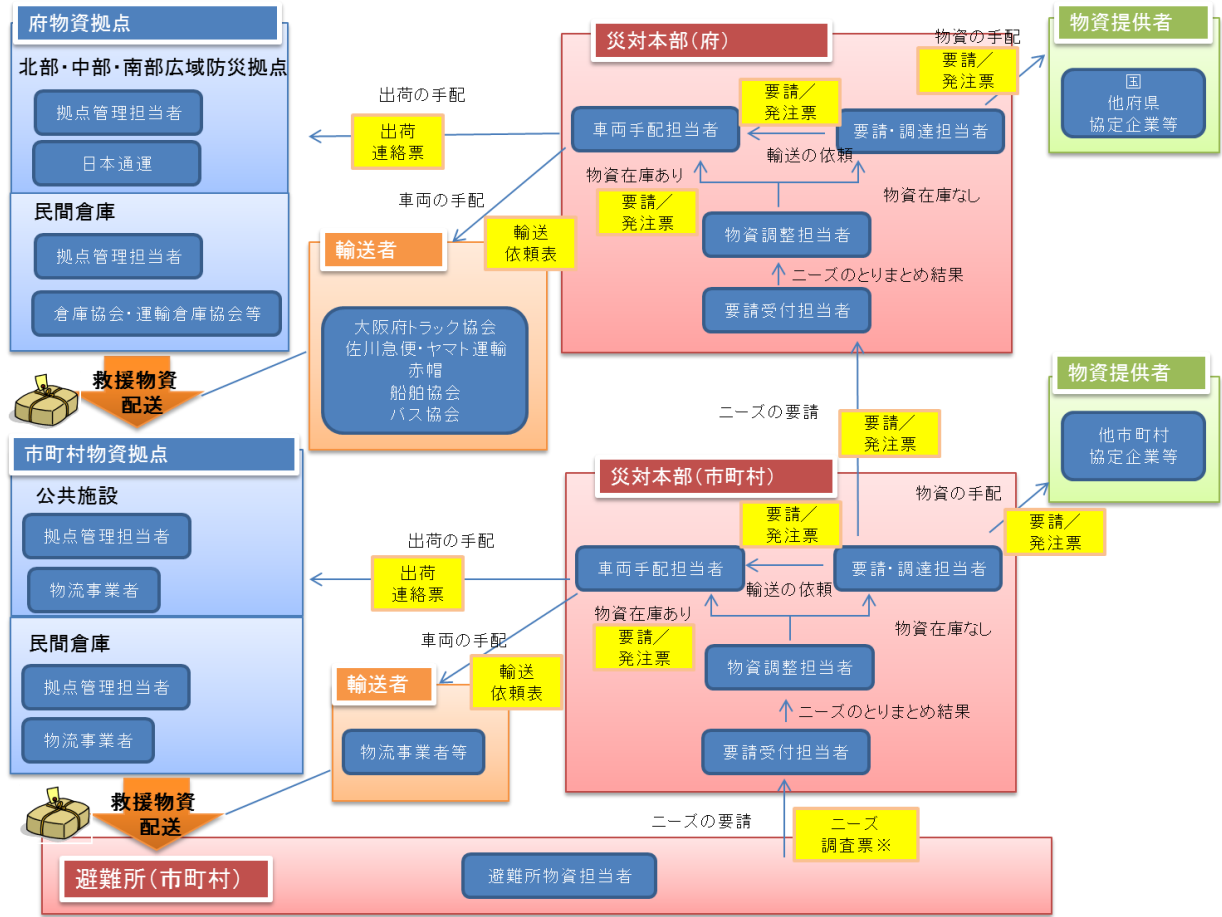
必要量は、避難所避難者ニーズに基づくが、類似の物資は品目を統一するなどにより集約することが望ましい。例えば、避難所1ヶ所につき、該当品目1箱以上とすることなどにより、仕分けに伴う時間的ロスを避けることができます。府は、協定企業等や国等から物資調達を行う際、トラックの容量等から勘案し、例えば1,000箱単位（アルファ化米の場合5万食、約6.6t）など調達する単位を品目ごとにあらかじめ定めておくことが望ましいです。

<物資が足りない場合の配分>

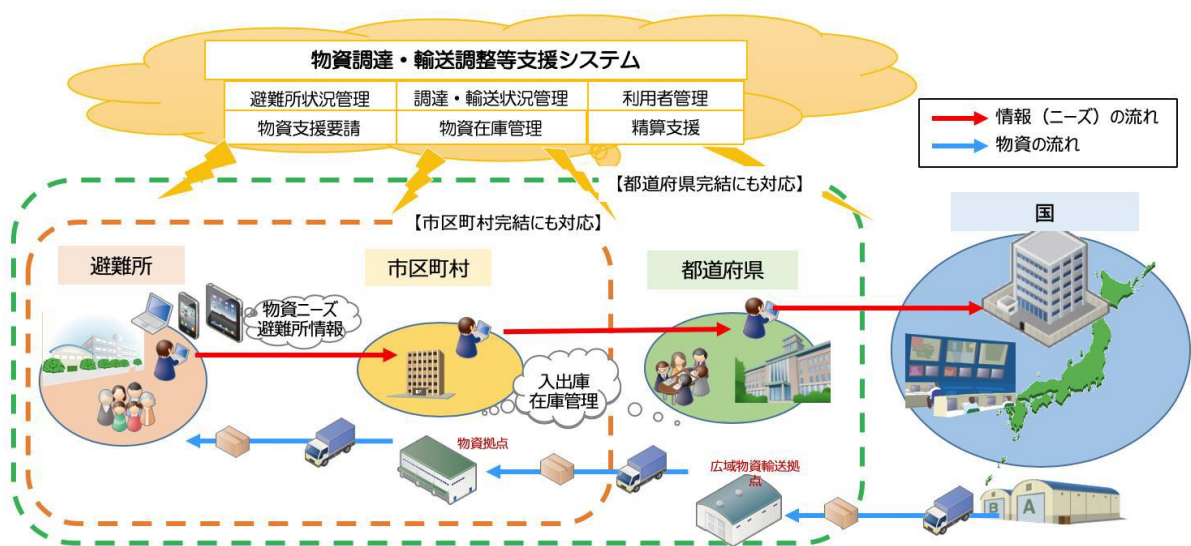
府が調達した物資が要請数量に満たない場合、府は市町村への物資供給にあたり、先着順で物資を配分することなく、被災地域の様々な実情を勘案した上で総合的に調達物資を配分することとします。

図10-1 プル型支援による物資要請に関するフロー

○従来のフロー



○内閣府支援システムを用いたフロー



1.1 平成30年大阪府北部を震源とする地震の事例

本マニュアルにおいては、大規模災害時を想定した基本的な配送の業務フローをまとめておりますが、平成30年大阪北部を震源とする地震の事例を受け、以下のとおり市町村におけるプル型での救援物資要請時の留意事項を加筆しております。

① 少量の救援物資要請について

→府の協定先企業等は救援物資調達の要請を受け、府外等の遠方にある倉庫から物資を調達し配送する場合があります。そのため、必要な救援物資が少量で地元の小売業者から直接仕入れることが可能であれば、そちらからの調達を優先して下さい。災害救助法が適用された市町村で求償が認められている品目であれば、購入時の金額が確認できる書類（領収書等）を府へ提出することで、後日費用を求償することが出来ます。

なお、発災直後において市町村で調達が困難な場合は、まとまった数量でなくても府へ調達を要請してください。

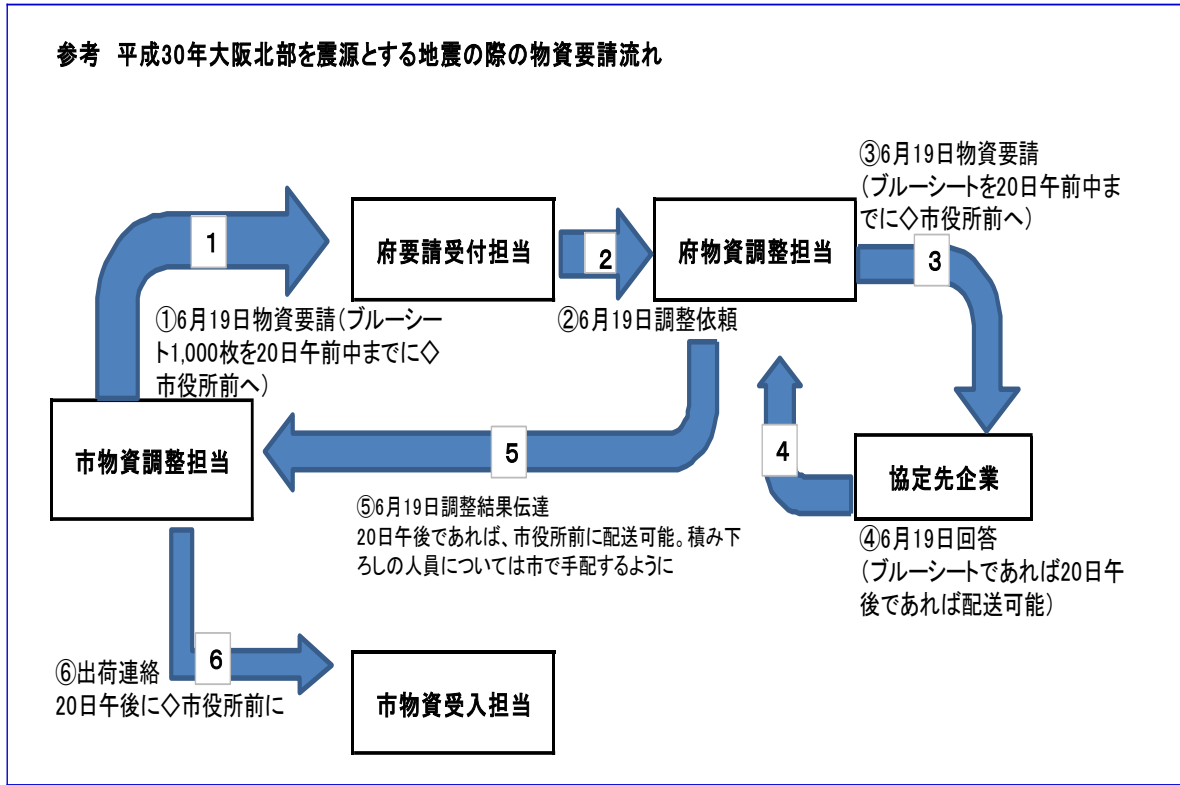
② 救援物資要請について

→プル型での救援物資支援要請時において、災害の規模によっては必ずしも本マニュアルに記載されている様式のニーズ管理票を用いて、府災害対策本部へ物資要請をする必要はありませんが、発災時は混乱が予測されるため、電話での要請に加え、要請内容を後日双方で確認できる様、メールやFAX等で要請内容を送付して下さい。

また本マニュアル運用編に記載されている市町村物資拠点以外の場所への配送を希望される場合は、以下の記載例のように配送先の住所や何t車まで搬入可能か、また配送先に人が常駐していない場合は担当者名、担当者連絡先（いつでも電話が取れるよう携帯番号が望ましい）等記載する必要があります。

※国は平成30年7月の西日本豪雨を受け、被災地のニーズや物資の到着状況を一元的に共有できるシステム整備に改めて取り組む方針を打ち出しており、今後はその動向によって府の配送業務フローも変わる可能性があります。

参考 平成30年大阪北部を震源とする地震の際の物資要請流れ



上図のように物資調達には市町村・府・市・協定先企業など複数の者が関わることとなります。また職員のローテーションにより必ずしも各担当業務について同一の職員が行うとは限りません。よって引継ぎ者が正確に状況把握できるよう物資要請については必ず記録に残るようにしてください。

※記載例

【ニーズ管理表を用いない場合の物資要請表の記載例】

日付	市町村名	必要物資名	必要数量	単位	期限
6月19日	〇〇市	ブルーシート	1000	枚	6月20日午後まで
配送先	配送先住所	担当者名	担当者連絡先	備考	
〇〇市役所前	〇〇市△△町	◇◇	090-1234-5605	●●t車まで搬入可能	

府は市町村の物資要請をある程度取りまとめたから発注を行うため、希望の期限までに手配できるとは限りません。

基本的には本マニュアル記載の市町村物資集積拠点への配送となりますが、それ以外の場所への配送を記載される場合は、配送先住所・担当者名・担当者連絡先・備考欄(搬入可能なトラックの大きさ等)は必ず記載をお願いします。

すぐに連絡が付くよう携帯番号が望ましいです

③災害救助法が適用された費用を府へ求償する際の留意事項について

→災害救助法が適用された市町村において、費用を府に求償する際、毛布を何枚使用したか等、物資の受払状況を記録した書類を提出する必要があります。

(避難所・炊き出し・飲料水・被服・寝具等それぞれ品目別で分けて記載する必要があります)。また購入時の金額が確認できる書類(領収書等)も府へ求償する際に提出する必要があります。

- ・救助の種目別物資受払簿等の記録(避難所運営員等)
- ・購入金額を確認できる書類の保存(市町村災害対策本部事務局員等)

【受払簿 避難所版】

※昭和40年5月11日社施第99号災害救助法による救助の実施について

様式6

救助の種目別物資受払状況

救助の種目	年月日	品名	単位 呼称	摘要	市町村名		〇〇市	
					受	払	残	備考
避難所の設置	2018年6月19日	ブルーシート	枚	〇〇市立総合体育館	120.0	120.0	0.0	金額 115,920円
		ブルーシート	枚	〇〇市役所	120.0	120.0	0.0	金額 115,920円
					240.0	240.0	0.0	金額 231,840円

(注) 1 「摘要」欄に購入又は受払先及び払出し先を記入すること。
 2 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること。
 3 各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。
 なお、物資等において都道府県よりの受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。
 4 救護班による場合には、救護班ごとに救助業務従事期間中における品目ごとに使用状況を記入すること。
 なお、「備考」欄に払高数量(使用数量)に対する金額を記入すること。

12 本マニュアルにおける改定の経過について

平成30年3月改定

○直下型地震の配送シミュレーションの追加

従来の南海トラフ地震、上町断層帯地震 A に加え、新たに生駒断層帯地震、上町断層帯地震 B の被害想定に基づく配送シミュレーションを追加

○救援物資の受入拠点の確保

府域外からの救援物資の受入れに関して、国、関西広域連合、民間倉庫事業者など、広域防災拠点の代替施設の活用について追加

○その他

- ・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」改定（平成 29 年 6 月）の内容を反映
- ・防災協定の新規追加
- ・市町村の集積拠点などの変更の反映 など

平成31年3月改定

○直下型地震の配送シミュレーションの追加

従来の南海トラフ地震、上町断層帯地震 A、生駒断層帯地震、上町断層帯地震 B に加え、新たに有馬高槻断層帯、中央構造線断層帯の被害想定に基づく配送シミュレーションを追加

○平成30年大阪北部を震源とする地震の事例

物資の要請方法、求償の際の留意事項（受払簿の記録・領収書の保管）等について追加

○その他

- ・ラストワンマイルの検討、物資拠点の選定基準等について追加

令和2年3月改定

○南河内府民 C 備蓄倉庫の設置に伴う、南河内ルートの見直し

○その他

- ・市町村の集積拠点などの変更の反映 など

令和3年3月改訂

○内閣府「物資調達・輸送調整等支援システム」に関する記述を追加

○大阪府北部・中部・南部広域防災拠点間の輸送経路を追加

○その他

- ・市町村の集積拠点などの変更の反映 など

令和4年3月改訂、5年3月改訂、6年3月改訂

- ・市町村の集積拠点などの変更の反映